

えちご  
農 福 会報

vol.05

2022.3



発行／(仮称)  
えちご農福連携普及協議会  
事務局／認定特定非営利活動法人  
UNE

ニイガタ  
農 福  
白 書  
2022

これからの  
ノウフクへ

## 1・農福連携コーディネーターとサポーターの必要性

農福連携には以下2種類の人材が必要と思います。

## ① (仮称) 農福連携コーディネーターの定義

農家・農場と障害者サービス事業所・障がい者をマッチングし、適材適所をコーディネートする人材

※農家・農場、そして障がい者のデータを扱うので、公的な人材、或いは公的部署で対応することが望ましいと考え、コーディネーターの役割を明確化し、それを都道府県庁が担う仕組みとしたら良いのではと提案します。

## ② (仮称) 農福連携サポーター

農作業のことそして障害、障がい者の特性を理解している人材で、障害者サービス事業所の利用者や障がい者が農家・農場で就農する際に現場にて作業を調整し指導する人材。

例えば、

(ア) 農業普及指導員や農協の営農指導員等のOBで障害福祉の知識を習得した者

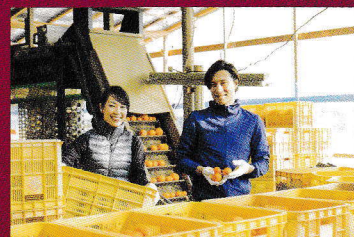
(イ) 農家で障害福祉の知識を習得した者

(ウ) 障害者サービス事業所の職業指導員で農作業を実際に経験し農業知識を習得した者

(エ) 日本園芸福祉普及協会が認定した園芸福祉士、初級園芸福祉士

(オ) その他、農業と福祉両分野の経験、知識を有する者

上記の人材が『農福連携サポーター養成講座』を受講し一定の農家実習を修了した者



## 2・農福連携人材の制度化

## ① 農福連携人材育成の制度化

農福連携を普及するためには、農福連携人材の資質が一定水準でなければ制度化出来ないと思います。農林水産省は人材養成事業を支援するとの掛け声で、農林水産省もをはじめ、全国各地で農福連携技術支援員、アグリジョブトレーナー、ジョブコーチ、サポーターなどとそれぞれが命名し、それぞれの思いで人材育成が行われています。しかし、それぞれの主催者が求める目的、人材への期待、レベル等も違っているので、それらを十羽一絡げにして制度化することは難しいと思います。

農林水産省は、自らが主催者となって実施している農福連携技術支援員の養成講座を認定された講師により実施し、講座及び実習を修了した者がその認定試験を受け、合格した者を「農福連携技術支援員」として認証しています。それを全国共通の制度として定め、農林水産省が主催して全国各地で養成事業を実施し、人材の標準化を図ることで制度化が可能となります。

## ② 農福連携人材の人件費と補償

農福連携人材が安定的かつ継続的に活動できるようにするには、人件費の支給と活動中の事故などで傷害や賠償が生じた際の補償などを制度化する必要があると思います。



## 3・ノウフク・ジョブの開発

少子高齢化により過疎化が急速に進んでいる中山間地に於いては、農業の担い手の高齢化、離農により改廃現代農業で重要な省力化された水管理や獣害対策が難しいことから、中山間地の農業に新規参入することや障一方、山には様々な薬木、薬草などが自生しており、それらを採取、調整、加工し、専門メーカーに納入可能であると思います。それらの作業の中から、一定以上の時給単価が挙げられるような作業・事業をノウフク

## 4・農家の法人化の促進

障害者雇用に関わる助成金は、一定程度、ハローワークや労働局と関係を持たなければ貰えません。ハローワークと関係を持つことは労使間で雇用契約を結ぶことで、そのためには、まず農家・農場が法人化することが必要です。

現状の日本農業では、法人化している農家は全体の数パーセントしかないと聞いています。就業規則もない、社会保険にも入れないような農業界では、障がい者はもとより一般人も参入しないと思います。全ての農家が、早く、法人化して社会保険の加入、労働条件などの整備が必要であると思います。

※法人化しない団体でも助成金等を得ることは出来ますが、そのためには様々な手続き、そして労働局などに説明が必要となります。



## 5. 障がい者雇用の最低賃金の制定

障がい者雇用する際の一番のハードルは最低賃金の支払いだと思います。過去10年一般労働者の年間所得はほとんど上昇しない中、年々、最低賃金は上昇する一方で、新潟県の最低賃金を例にとると UNEが事業を開始しました2011年は686円、そして2021年は859円となっています。値上げ幅は173円、2011年を基準に計算すると最低賃金は25%も上昇したことになります。

法定雇用率も1987年の1.5%から2021年3月には2.3%に引き上げられて来ましたが、法定雇用率を達成している企業は未だ40数パーセントで5割に満たないのが現状です。特に他産業に比べて所得が低い農林水産業で障がい者雇用が進まない大きな要因は「最低賃金」かと思っています。

現在、障がい者には最低賃金の例外「最低賃金制度」がありますが、その認定を受けるには県労働局長の許可を受ける手続きが必要で、その手続きは非常に面倒かつ難しいです。

結論として障がい者の最低賃金（例えば一般賃金の何割とか？）別途制定し、それにより雇用契約を結び、社会保険（健康保険、厚生年金）にも加入できる障がい者固有の制度を制定すべきだと思います。



## 6. ユニバーサル農園の創設と整備

農福連携を障がい者だけに限定するのではなく、生活困窮者、触法者、外国難民、高齢者や子どもなど社会的弱者と呼ばれる人たち、そして一般市民、誰もが参画できるユニバーサル農園を創設整備し、その農園でみんなと一緒に作業をし、食事をし、そして生活することで「互いに支え合いのコミュニティ」が醸成され、社会的孤立を予防し、そして、それぞれが抱える障がいや課題を解決できる農園として中山間地域で発展させることを次世代の農福連携と位置づけて、UNEは目指します。



農地がどんどん増えています。今後、棚田や山の田んぼをこれまで通り利用するには、高齢者などが参画することは不可能であると思います。また、障がい者や社会的弱者が携わることが出来る作業として創設することが出来れば、ワーク・ジョブとして開発することがこれからの持続可能な農福連携に必要だと思います。



## 2 UNEの農福連携の取り組み

### 1 1年の取り組み

特定非営利活動法人UNEは、2011年の設立から「農園芸分野に於ける障がい者の就労訓練」を目標に、認定農業者UNEが運営する農業経営の中で、障がい者が活躍できる場所と作業を創設すると共に、自らも障がい者雇用、障がい者の就農を積極的に実践してきました。



### 特例子会社の設立

10年前に関連会社である「緑水工業株式会社」にお願いして新潟県2番目となる特例子会社、株式会社夢ガーデン（汚泥堆肥の製造販売、農業生産、販売）の設立に積極的に関与し、中山間地域での障がい者の雇用を推進してきました。



### 農福連携サポーターの養成

令和2年度、令和3年度の2年間、農林水産省の農山漁村振興交付金を活用して、農家・農場と障害者サービス事業所の障がい者の農業現場での調整役として「農福連携サポーター」なる人材を育成すべく、農福連携サポーター養成講座を実施し2年間で36名の受講者があり、その中から15名の農福連携サポーターを育成しました。

同時に農福連携サポーターが活躍できる環境づくりのため農家・農場と障害者サービス事業所とのマッチングをすべく、それに関わるデータを提供して貰うよう行政に働き掛けてきました。



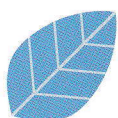
### ノウフク・ジョブを発見

農業の現場に於いては、慣行栽培で行ってきた既存の稲作や野菜作などは、既に省力化されているため障がい者や一般ボランティアなどが参画する作業が少なく、また、米価や野菜をはじめとする農産物の価格が低迷する中、障がい者の工賃アップには繋がらないことが分かりました。

一方、これまで余り積極的に取り組んで来なかった「山や野に自生している薬用作物」であるクロモジ（生薬名 烏樟：うしょう）、ヨモギ（生薬名 艾葉：がいよう）、クマ笹（生薬名 熊笹）などを薬用酵素、飲料などの原料として、メーカーと出荷契約を結び、採取、調整、選別、加工、乾燥そして全量を出荷できることから、安定した作業計画を立てることができ、確実な売り上げ、工賃が確保できることが分かりました。加えて、それらの作業が、誰もが大量で経験なしでも安全に参加できる作業であることから、UNEではこれから積極的に取り組む作業として「ノウフク・ジョブ」に指定しました。

※慣行栽培：普通一般に行われている栽培方法で、通常生産過程において農薬や化学肥料を使用する従来型の栽培のこと。

※ノウフク・ジョブ：誰もが大量で経験なしでも安全に参画でき、時間当たりの工賃単価が500円を超える作業  
具体的には、（売上一経費）／総労働時間×人数＝ノウフク・レートとしノウフク・レートが500を超える作業をノウフク・ジョブに指定する。



(仮称)  
えちご  
農福連携普及協議会

〒940-0242 新潟県長岡市一之貝869  
(認定特定非営利活動法人UNE内)

☎ 0258-86-8121 ✉ une\_aze@yahoo.co.jp